

健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

(申出書(新規・延長)の場合)

【手続概要】

この申出は、被保険者から育児休業等取得の申し出があった場合に事業主が行うものです。この申出により、育児休業開始月から終了予定月の前月(育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月)までの期間の保険料が免除されます。

【留意事項】

この申出は、被保険者が次に掲げる育児休業等を取得する度に、事業主が手続きを行う必要があります。

また、この申出は、現に、申出に係る休業をしている間に行わなければなりません。

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- ② 1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するための育児休業
- ③ 1歳6ヶ月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
- ④ 1歳(上記②の場合は1歳6ヶ月、上記③の場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

「育児休業等取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。通常、事業主等は労働者にあらず、この法理に基づく育児休業等は取得できないため、当該申出は行えません。

【添付書類】

不要

【提出先】

郵送で事務センター(事業所の所在地を管轄する年金事務所)

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参